

土地収用法施行令（昭和 26 年政令第 342 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

岡山県美作市湯郷 176-1 瀬戸根 勝義

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 66 条第 2 項の規定に基づく裁決書は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県県土整備部県土総務課（鳥取市東町一丁目 220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。